

# 知って得する! 法律コラム



弁護士 加藤貴紀

## 5分で解かる 債権回収入門

### 弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

皆様はじめまして。よつば総合法律事務所の弁護士の加藤です。

「知って得する! 法律コラム」の5回目は、債権回収の話をしたと思います。弊社でも顧問企業様からは債権回収のご相談をよく受けますが、債権を回収するためには色々な方法があります。今回は債権回収の流れや方法についてお話をさせていただこうと思います。

### 1 弁護士から内容証明の送付

債権回収の入り口としては王道中の王道の方法です。

債権回収の依頼を受けた際、まずは債務の支払いを求める内容証明を弁護士名で債務者に送付することが一般的です。

弁護士名で内容証明が届くと、「これはまずい、債権者も本気だ…」というように、債務者もプレッシャーを感じますので、これだけで債務者が支払いをしてくるといふこともあります。

### 2 裁判手続きの利用

弁護士から内容証明を送っても何の反応もないこともあります。

その場合は、判決を求めて訴訟提起を行うことが多いです。訴訟提起をしても、裁判の日に債務者が来ないということも割とあるのですが、債務者が欠席して何も反論してこない場合には、原則として債権者の主張が認められることとなります。

一方で、債務者が裁判所に出席して、話し合いによる解決を求めることがあります。判決が出た場合には、原則的には判決で認められた金額を一括で返済することになります。が、和解であれば、分割払いとすることもできる可能性があるからです。

この場合は、判決または和解の内容通りに債務の支払いを求めていくこととなります。

### 3 強制執行手続き

#### (1) 財産の差押え

判決で債権者の請求が認められたのに債務者が支払わない、あるいは、裁判上で和解をしたのに途中で支払いが止まってしまった、という事態もしばしば起こります。

判決や和解調書などの債務名義(債権が存在していることを証明し、強制執行を行っても良いと裁判所が許可した文書)を取得して相手方が債務を支払

わない場合には、強制執行の手続きを検討することになります。

具体的には、①預金の差押え、②給与の差押え、③不動産の差押えなどが一般的によく用いられる方法になります。(他にも売掛債権や自動車といった動産などを差し押さえる方法もあります)

しかし財産の差押えをするためにはどこに財産があるのかを把握しておく必要がありますので、預金を解約したり、不動産を売却したりして現金を隠してしまうと差押えをすることがとても難しくなってしまいます。

そこで、差押えの手続きを行うと、差し押さえられた後にその財産を債務者は処分することができなくなりますので、債権者は安心して債務の回収をすることができます。

また、訴訟をしている時に財産を処分して現金化し、それを隠されてしまうと強制執行が難しくなってしまいますので、訴訟提起前に処分を禁止する仮差押えという手続きを取ることもあります。

#### (2) 差し押さえるべき財産が見当たらない場合

上述したとおり、例えば債務者がどこの銀行に預金口座を持っているのかわからない場合、預金の差し押さえをすることができません。

その場合、弁護士会照会や第三者からの情報取得手続きを使って債務者の財産調査を行うことがあります。

弁護士会照会を用いた手続きは、弁護士会を通じて各金融機関等に問い合わせをして債務者の預金口座の有無等を確認するもので、第三者からの情報取得手続きは裁判所を通じて銀行に債務者の預金口座の有無等を確認する手続きになります。後者の手続きは預金口座以外にも、勤め先や保有する株式を調べることができます。(今後不動産についても情報取得の対象となる可能性があります)

このような手続きを経て財産を見つけた後、その財産に対して差押えの手続きを行っていくこととなります。

### 4 まとめ

債権回収を実現するためには、債務者に財産が残っている必要があります。そのためにはスピーディかつ確かな方法選択が必要となってきますのでお困りの際は弁護士にご相談されることをおすすめいたします。